

浜松市大河ドラマ館における物品販売に関する運営管理業務 業務説明資料

1 業務名称

浜松市大河ドラマ館における物品販売に関する運営管理業務

2 業務目的

大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせて設置する浜松市大河ドラマ館における物品販売に関する運営・管理等を実施することで、「徳川家康公ゆかりの地」、「出世の街 浜松」としての浜松市の魅力発信や来場者の満足度向上により、地域活性化を図ることを目的とする。

3 管理施設

本業務で管理する施設は、ショップ棟物販エリア、屋外飲食スペース及び自動販売機設置箇所とする。（詳細は別紙1のとおり。）

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

5 履行場所

浜松市中区元城町102-1（旧元城小学校跡地）ほか

6 大河ドラマ館の基本情報

開館期間（予定） 令和5年1月15日（日）～令和6年1月14日（日）

開館時間（予定） 午前10時～午後6時（最終入場 午後5時30分）

※午前9時～午前10時は事前の団体予約受付時、午後6時以降は
夏季集客イベント開催時（7～9月の土日祝日前を想定）に営業
予定

休館日 なし

目標来館者数 50万人以上

※大河ドラマ館への入館は有料だが、敷地内への来場は無料。

※上記は予定であり、浜松市及び家康プロジェクト推進協議会の都合及び社会情勢等により変更する場合がある

7 本業務での管理施設の基本情報

面積 ショップ棟物販エリア

・販売スペース 146.60㎡

・バックヤード 13.65㎡

・外部用品置場 19.87㎡

屋外飲食スペース 455㎡

※その他、詳細な図面及びイメージパースについては、別紙2及び別紙3を参照

8 業務内容および仕様

(1) 物品販売に関する計画の策定

- ア 浜松市大河ドラマ館における物品販売を円滑に行い、また、効果的かつ満足度向上に資する事業展開をするための運営計画及び事業計画について、事業提案書を基に委託者と協議のうえ策定し提出すること
- イ 本計画には、感染症（新型コロナウイルス等）対策、災害対応、混雑時の対応及び事件事故（食品衛生や品質管理についての事故等を含む。）発生時等の緊急時対策を盛り込むものとし、計画の進捗について適切に委託者に報告すること
- ウ 事業計画は、令和4年9月末までに提出し、運営計画は、令和4年11月末までに提出すること

(2) 物品販売に関する運営・管理

ア 体制

- (ア) 事業全体を統括する責任者（以下「統括責任者」という）を配置し、統括責任者は委託者との連絡調整及び本業務の遂行中は、緊急時等の場合も含めて、諸事即応可能な体制を維持すること
- (イ) 運営マニュアルの作成、スタッフへの周知及び記載内容の順守を徹底すること
- (ウ) 運営計画及び事業計画に基づき、スタッフの適正な配置をすること
- (エ) 運営マニュアル等を用いたスタッフへの教育及び適宜指導を実施すること
- (オ) スタッフの研修を定期的に行い、円滑な運営ができるようにすること
- (カ) スタッフの体調の確認、感染症（新型コロナウイルス等）対策を徹底すること

イ 運営・管理

- (ア) 本業務の遂行上必要となる諸官庁等への調整や申請・届出等について、全て受託者の責任において行うこと
- (イ) 現金及び売り上げの管理を行うこと
- (ウ) クレームや要望等への対応方法を検討し、実施すること
- (エ) 毎営業日の日報を作成すること（業務の実施状況、事故・苦情等の対応状況、施設・設備の損傷及び不具合に関する事項、売上、その他委託者が指示する事項）
※委託者の求めがあるときは速やかに提出すること
- (オ) 月次報告書を作成すること（業務の実施状況、事故・苦情等の対応状況、施設・設備の損傷及び不具合に関する事項、売上、その他委託者が指示する事項）
※月の終了後、委託者へ速やかに提出すること
- (カ) 「浜松市大河ドラマ館等運営管理及びチケット販売管理業務受託者」と連携を図り、実施すること

ウ 納入金

- (ア) 受託者収入（税抜き）の3%以上を、納入金として浜松市へ納入すること

(イ)受託者収入について、浜松市へ毎月報告すること

エ 保険の加入

(ア)物品販売に関する運営・管理にあたり必要な各種保険に加入すること

(イ)スタッフを対象とし、必要な保険に加入すること

(ウ)加入する保険として、下記と同等程度のものであるとする

- ① 施設賠償責任保険（対人対物共通支払限度額 1名1億円/1事故1億円）
- ② 傷害保険（死亡・後遺症300万円・入院保険日額2,000円・通院保険日額1,000円）
- ③ その他、本業務の遂行にあたり加入すべき保険があれば加入すること

オ 清掃業務

(ア)都度、清掃業務を実施し、「3 管理施設」で示す箇所の環境を常に良好に保つこと

(イ)清掃に必要な備品及び消耗品は、受託者が用意すること

カ 環境衛生管理業務

(ア)物販エリア及び屋外飲食スペースから発生する廃棄物等は「ごみの減量化・資源化」に留意し適正に分別、保管、収集、運搬、処分（再生等含む）等を行うこと

(イ)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるところにより、地方公共団体の許可を受けた専門業者により業務を遂行すること

(3) 物販エリア

ア 設営

(ア)話題性、拡散性等を確保しつつ、購買につながる工夫を取り入れ、本市の魅力を空間と商品で複合的に発信できる屋内装飾を施すこと

(イ)誘客に資するような屋外装飾・演出の表示方法を検討すること。なお、施工可能箇所はショップ棟物販エリアの壁面に限る

(ウ)建物が営業期間終了後に撤去されることから、(ア)及び(イ)について、原状回復可能又は建物の廃材をリサイクル可能な範囲内で実施すること

(エ)商品の陳列方法、屋内の来場者動線等を考慮したレイアウトとすること

(オ)必要な什器・設備等（レジ、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、陳列棚、陳列台等）を設置すること

(カ)その他、設営にあたり準備することがあれば、委託者及び浜松市と協議のうえ実施すること

(キ)受託者は、委託者と契約締結後、物販エリア設営に係る協定を浜松市と締結し、装飾や什器・設備等の設置について、協議しながら進めること

イ 運営・管理

(ア)「6 大河ドラマ館の基本情報」に合わせて、令和5年1月15日（日）～令和6年1月14日（日）の午前10時～午後6時は、必ず営業すること。また、浜松市及び家康

プロジェクト推進協議会の都合、社会情勢、その他の事情により営業期間、営業時間等に変更が生じる場合、柔軟に対応すること

(イ)販売にあたっては、現金、クレジットカード、電子マネー、バーコード決済等の導入を検討し、実施すること

(ウ)感染症（新型コロナウイルス等）対策に必要な備品や消耗品を用意すること

(4) 商品の仕入れ及び販売・管理

ア 仕入れ

(ア)商品の取扱基準を設定すること

(イ)取扱商品の選定及び仕入れを行うこと。取扱商品については、原則として浜松市内に本社又は主たる事業所を有する事業者の商品であり、かつ、以下のいずれかの要件を満たすものを募集し、選定すること

- ・浜松市内で生産、栽培、漁獲される農林水産物又はそれらを主に用いた加工品
- ・浜松市内で製造される製品又は自社ブランドとして販売されている商品
- ・やらまいかブランド認定商品
- ・浜松商工会議所「浜松新商品開発プロジェクト」の商品
- ・「徳川家康公ゆかりの地 浜松」のプロモーションに寄与する商品
- ・浜松市土産品協会での登録品である浜松地域の伝統ブランド商品

なお、以下に掲げる商品については、上記の要件を必ずしも満たす必要はない。

- ・飲料
- ・NHK及び関連会社の商品
- ・その他、委託者、家康プロジェクト推進協議会又は浜松市が認める商品

(ウ)仕入れ商品については、安全性等信頼できる事業者から仕入れることとし、本業務の受託者が販売商品の瑕疵についての責任を負うこととする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については、適温管理を行って鮮度及び品質の保持に努め、消費期限等を厳守すること

イ 販売・管理

(ア)商品の搬入は「浜松市大河ドラマ館等運営管理及びチケット販売管理業務受託者」と調整のうえ、実施すること。また、商品の搬入の際は、関係者駐車場に駐車し、来場者等の安全に十分配慮した上で、行うこと

(イ)来場者のニーズに合った商品の種類別割合構成を考え、特色ある商品等を取り扱うこと

(5) 屋外飲食スペース

屋外飲食スペースへの出店者を募るほか、来場者が飲食することのできるよう整備し、運営・管理を行うこと。

ア 整備

(ア)屋外飲食スペースの運用計画、利用基準を策定すること

(イ)来場者が飲食をするためのテーブル・椅子等を設置すること。また、暑さ・寒さ対策等を講じ、来場者が快適に過ごすことのできる空間を創出すること

イ 出店者の管理

(ア)出店条件を策定すること。なお、出店条件については、地産地消を意識し、シテプロモーションに資する条件を取り入れること

(イ)出店者の調整を行うこと。なお、出店希望者が多数の場合、公平・公正な出店調整を行うこと。また、浜松城公園への出店者を管理している事業者と調整・連携等を行うこと。

(ウ)出店者の売上管理及び出店料の徴収を行うこと

(6) 自動販売機の設置・管理

ア 別紙1で示した設置箇所へ、指定した台数分の自動販売機を設置し、管理を行うこと

イ 自動販売機のゴミの撤去を随時行うこと

9 特記事項

ア 物販エリアは、令和4年11月中旬以降に使用することができるが、使用開始時期は浜松市と協議すること

イ 営業期間終了後、受託者が設置した装飾、設備等は令和6年1月末までに受託者の負担で撤去し原状回復すること。なお、塗装についてのみ原状回復不要とする

ウ スタッフの雇用にあたっては、地元雇用に努めること

エ 受託者は、本業務の遂行にあたって、委託者に随時報告を行い、密接な連携に努めること

オ 感染症（新型コロナウイルス感染症等）に伴う大河ドラマの放送のスケジュール変更等により、事業計画どおりに業務を進めることが困難な場合は、柔軟に対応できるよう、委託者と調整・協議を行うこと

カ やむを得ない事情等により、本業務の遂行に支障が生じた場合は、発生した費用などに関して、委託者と受託者で協議を行うこと

キ 委託者、家康プロジェクト推進協議会または浜松市が指定した業者との調整を行うこと

ク 誘客宣伝に係る施策を「浜松市大河ドラマ館等運営管理及びチケット販売管理業務受託者」と連携を図り、実施すること

ケ 敷地内イベントスペースにおいて、委託者、家康プロジェクト推進協議会または浜松市が定期的に物販イベントを実施することを、予め了承すること

コ 光熱水費については、家康プロジェクト推進協議会の負担とする

- サ リスク分担については、別紙4「リスク分担表」のとおりとする
- シ 8(3)ア(キ)の協定に基づき、物販エリアの設営に係る費用を1,000万円限度に浜松市から受託者へ支出するものとする。ただし、1個又は1組につき取得価額又は評価価額が2万円以上の什器・設備等の購入については対象外とする。